

校則の授業

3年 組 番 氏名 _____

2時間目

(1)班からの発表

※ 髪の毛や化粧に対する校則に対し「残すか否か」について、多面的・多角的観点を意識して発表しよう！メモは略号を駆使して！ → 生徒…：生 保護…保

1班	2班
3班	4班
5班	6班
7班	8班
9班	10班

(2) 本時のテーマ そもそも法(ルール)には、どんな機能があるのだろう?

- ① () : 人の行動を規制し、社会の秩序を維持する機能
- ② 活動促進機能 : 人の活動を促進する機能
- ③ 紛争解決機能 : 紛争を解決する機能
- ④ 資源分配機能 : 資源を配分する機能

出所 法務省法教育HP <https://www.moj.go.jp/content/001288564.pdf>

(3) ほとんどの校則が「()」に分類される!

なぜ、ここまで「細かな頭髪や化粧の校則」がそのまま残ったのだろう…!?

問1: 「細かな頭髪や化粧規定」が生まれた経緯は?

- A 1950年代頃まで校則で学生をこと細かに管理する学校は一部を除いてなかった!
- B 1960年代末~1970年の学園紛争を契機に、学校は学生に対して管理を強めた。特に1980年代には、中学・高校で校内暴力などが多発したため、校則を厳しくして校内暴力などを抑止するような指導が行われるようになった。

問2: 「細かな頭髪や化粧規定」はなぜなくならないのか?

- A 学校や社会は生徒が髪を染める、スカートの丈を短くする、化粧などの行為は非行の始まりと捉えているものもいる。
- B このため、校則で髪の色、スカート、化粧の規定をすることで、非行の芽を摘み、学校の秩序維持の第一歩を守ろうとしている。
- C 教員の指導力もまちまちであるため、個別対応ではなく一律禁止、集団管理という対応が最も合理的となり、「細かな校則」は改定されないまま残る。

(4) 恐るべき子供たち～中学生暴力白書～（3分半）

1980年04月19日(土)午後10:15~午後10:44 NHK アナログ総合
ルポルタージュにっぽん 「恐るべき子どもたち」 一中学生暴力白書一

(5)次の文章を読んで、「あなたが考えるこの文章で大事な文『3点（3つの文）』に、アンダーラインを引く」作業をまず各自でおこない、班で共有しよう。

(荒井裕樹の生きていく言葉) ブラック校則、外野はない

10代の若者の間で、理不尽な校則を見直す動きが盛り上がっている。いわゆる「ブラック校則」と呼ばれる問題だ。

先日、東京都教委は下着の色を指定したり、地毛を染めたりするなど、必要性が疑われる校則について廃止の方針を打ち出した。声を上げ続けた人たちの努力が山を動かしたのだ。

省みれば、自分も学校の規則に不満があった。にもかかわらず「卒業すればおさらばできる」と、変える努力はしてこなかった。結果、次の世代に押しつけてしまったわけだ。だがこの問題、どうやら「卒業すれば無関係」というわけでもないようだ。

理不尽な校則の多くは「言うことを聞かせること自体を目的にした規則」と言ってもよい。規則への従順さをもって「良い子」を可視化する制度である。

ただ、周囲を見回してみれば、家庭や会社や地域コミュニティにも、同種のルールが存在することに気づく。誰が上で誰が下か、力関係をはっきりさせるための儀式的な規則だ。

「ブラック校則」も、社会にあまねく存在する儀式的規則が、学校という場で独自の進化を遂げたものだと言えなくもない。

校則問題に取り組む若者たちは叫ぶ。理不尽な校則は人権に関わると。だとしたら、この問題に外野席はない。やり過ごせばよいと考えていた自分を、つよく悔いている。

(2022.4.6 朝日新聞デジタル)

(6)次の文章を読み、本単元の学習内容で、分かったこと、疑問に思ったこと、さらに調べたい内容について、ペンを使用し大きめの字で10行以上書いて、次時提出する。

校則の見直し

校則を制定してから一定の期間が経過し、学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえて、その意義を適切に説明できないような校則については、改めて学校の教育目的に照らして適切な内容か、現状に合う内容に変更する必要がないか、また、本当に必要なものか、絶えず見直しを行うことが求められます。さらに、校則によって、教育的意義に照らしても不要に行動が制限されるなど、マイナスの影響を受けている児童生徒がいないか、いる場合にはどのような点に配慮が必要であるか、検証・見直しを図ることも重要です。校則は、最終的には校長により適切に判断される事柄ですが、その内容によっては、児童生徒の学校生活に大きな影響を及ぼす場合もあることから、その在り方については、児童生徒や保護者等の学校関係者からの意見を聴取した

上で定めていくことが望ましいと考えられます。また、その見直しに当たっては、児童会・生徒会や保護者会といった場において、校則について確認したり議論したりする機会を設けるなど、絶えず積極的に見直しを行っていくことが求められます。そのためには、校則を策定したり、見直したりする場合にどのような手続きを踏むことになるのか、その過程についても示しておくことが望まれます。(中略)

児童生徒の参画

校則の見直しの過程に児童生徒自身が参画することは、校則の意義を理解し、自ら校則を守ろうとする意識の醸成につながります。また、校則を見直す際に児童生徒が主体的に参加し意見表明することは、学校のルールを無批判に受け入れるのではなく、自身がその根拠や影響を考え、身近な課題を自ら解決するといった教育的意義を有するものとなります。 (文部科学省『生徒指導提要』2022年12月)

3年 組 番 氏名